

2021-12-1 第6回旅館業法の見直しに係る検討会

○溝口課長補佐 それでは、定刻となりましたので、ただ今より、第6回「旅館業法の見直しに係る検討会」を開催いたします。

構成員の皆様方におかれましては、ご多忙のところお集まり頂きまして誠にありがとうございます。

本検討会はオンライン併用ですので、一部の構成員はオンラインでの参加となっております。

また、本日の会議は公開となっておりますが、あらかじめ事務局より傍聴を希望された方を対象に、音声のみの傍聴を行っております。また、傍聴される方につきましては、開催案内の際にご連絡している、傍聴される皆様へのごお願い事項の遵守をお願いいたします。

本検討会は、頭撮り可としておりますが、撮影は冒頭の議事に入るまでとさせていただきます。今日は申込みがありませんでしたので、このまま進めたいと思います。

また、ペーパーレス化の取組の一環としまして、今回も、原則タブレットを操作してご覧いただく形をお願いしたく存じます。

操作等でご不明な点がございましたら、適宜事務局までお申しつけください。

また、音声傍聴に伴い、ご発言の際はお名前を名乗っていただいてから発言いただきたいこと、発言時はマイクを使用、発言されない際はマイクを切ることについて、改めてご徹底頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、本日の出席状況でございますが、玉井座長のほか、内田構成員、遠藤構成員、越智構成員、坂元構成員、多田構成員、三浦構成員が出席、櫻田構成員、増田構成員が欠席となっております。

なお、オンライン参加は内田構成員となります。

それでは、この後の進行につきまして、玉井座長をお願いしたいと思います。

○玉井座長 皆様、本日もよろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に入りたいと思います。初めに、事務局より資料の確認をお願いいたします。

○溝口課長補佐 事務局から確認させていただきます。

タブレット中心でございますが、タブレットの中に入っておりますのが、00の議事次第から始まりまして、座席表、資料1、資料2、資料3-1の前回検討会での議論（5条関係）、資料3-2 3-1の関連資料、参考資料1、2でございます。

あと、机上のほうに配付させていただいているものとしましては、今回、3-1と3-2については、資料を比べたり、往復したりするようなこともございますので、机上に同じものを置かせていただいているということ。あと、本日欠席でございます櫻田構成員と増田構成員よりご意見のペーパーを頂いておりますので、これは後ほど事務局のほうからもご案内させていただきたいと思っております。

その他、過不足等ございましたら、事務局のほうにお申しつけください。

以上でございます。

○玉井座長 ありがとうございます。

では、次第に沿って、次第2の「これまでの検討会の審議を踏まえた意見整理等」に入りたいと思いますが、その前に、今後の法案の取扱いの見込みなどについて、まずは生活衛生課長からご説明をいただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○成松課長 ありがとうございます。生活衛生課長でございます。

先生方には、これまでご熱心なヒアリング等々あるいはご議論等いただいておりますことに感謝申し上げます。

先ほど座長からお話のありました法案の取扱いの見込みについて、現時点での見込みをご説明させていただきます。総じて言うと、ここで議論いただいている旅館業法に関しては、次期通常国会の法案提出を目指していきたいと考えております。と申しますのは、第1回でご説明させていただいた事業承継の関係がございましたけれども、その部分というのは、実は本年度内に法案を提出することが既に決まっているものでございまして、それがほぼ確定になってきたということでございます。いわゆる旅館業法5条や6条の関係につきましても、この事業承継と併せて提出することを今、想定しています。

通常国会に出すということを前提に考えますと、そのためには2つほどクリアしなければならないことがあると思っております。1つが我々の提出の準備とか与党でのご議論というのもございますので、少し越えても追いつくことはできますけれども、できるだけ年内に改正というか、見直しの内容とか、この検討会の大筋のおまとめをいただきたいと思っております。

もう一つが、そのまとめの内容について、できるだけ多くの方の理解や納得というものが得られやすい内容を我々としては期待しているところでございます。

これまでも様々な視点から活発なご議論をいただいておりますけれども、今後のご議論では、その2点についてもお含み置きいただきながらご議論いただければ大変ありがたいと思っております。

そのため、今回の検討会あるいは次回の検討会の運びというか、我々事務局としての準備などについては、以下の2点を考えてございます。

5条も議論いただいておりますけれども、先ほど申し上げた事業承継の関係はもう既に第1回で方向性をいただいておりますので、事業承継を除いた5条以外のトピックについては、今回の検討会で実質的に決めていただけるような資料を用意してございます。

5条については、次回でできるだけ大筋が決められるようにご議論いただければと思っておりますので、我々としても先生方のご議論をしっかりサポートしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○玉井座長 ありがとうございます。

では、これから皆様のご意見をいただくのですが、先ほど事務局からもご説明がありましたが、毎回同じように、発言時は挙手の上、私が指名させていただきますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、今、課長からご説明のありました事業承継、その他国会提出に関する法案に関して、何かご質問、ご意見ありますでしょうか。先生方、いかがでしょうか。特によろしいですか。ありがとうございます。

それでは、これから議論に入りますけれども、資料1について、事務局よりご説明をお願いしたいと思います。

○溝口課長補佐 事務局でございます。

資料1をお開きください。「平成29年度改正旅館業法の施行状況に対する評価と今後の方針」ということで、これは過去に何度かお見せしている資料ですが、青い吹き出しのところ、前回の旅館業法改正では、違法な民泊サービスの広がり等を踏まえ、無許可業者への取締り強化のための法改正を行ったところでございます。

その後3年間を経て、その後の状況を見れば、下記のまとめさせていただいた表にあるとおり、法改正や関係機関での取組が相まって、自治体が旅館業法違反のおそれがあると把握している事案数、及びそれらの指導等の数が順調に減少しているところです。

これをもちまして、引き続きこのような数値なども把握しながら、関係機関と連携した取組を続けていき、この関係の事案に当たっていきたいと考えております。

事務局のほうからは以上でございます。

○玉井座長 ありがとうございます。

資料1、平成29年度改正の旅館業法についてご説明がありました。先生方のほうから、この改正について何かご意見あるいはご質問等ございますでしょうか。

内田先生、よろしくお願いいたします。

○内田構成員 この資料に直接は触れられてはいないのですがけれども、前回の29年度の改正のときには、たしか旅館業とホテル業の統合があったかと思えます。これは、例えば総客室等とかの基準も同時に撤廃されておりますけれども、こういったことが我々も非常にすんなりいっていますし、それから、いろいろな新しい動き、例えば客室数が少ない旅館といったものの可能性が広がっているのではないかなと思っております。

以上でございます。

○玉井座長 ありがとうございます。

ほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。

多田構成員、特に業界側からどうでしょう。

○多田構成員 部屋がほとんどなくても許可が取れることになって、初めはいろいろと心配されるような雰囲気があったのですが、今のご意見のように、1つの選択肢という広がり、そして弊害がそんなに大きく聞こえてこない。ただし、何かあったときにはしっかり

と見ていかなければいけないなと思っているところでございます。長年にわたり、業法に抵触しないようにしながらやってきた業界側からすると、こんなに簡単になくなってしまふのかというのがそのときの声でございました。少し時間がたって落ち着いているところでございます。

○玉井座長 ありがとうございます。

第一線の施設側からは、特に大きな問題はないということで、粛々と進められていると感じております。ありがとうございました。

ほかにはご意見いかがでしょうか。よろしゅうございますか。ありがとうございました。

では、ただいま皆さんからご意見もいただいたところですが、委員の中で大きな意見の相違はないと思われますので、本資料については事務局案の方針で進める形にしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○玉井座長 ありがとうございます。

続いて、資料2について事務局よりご説明をお願いしたいと思います。

○溝口課長補佐 引き続き、事務局から説明させていただきます。

旅館業法第6条(宿泊者名簿)に関するところですが、第6条(宿泊者名簿)に関しまして、これまでの検討会でのご議論や、関係団体、旅館、ホテルの方、あるいは患者、障害者団体の方々のヒアリングを踏まえまして、次項以降に記載の方向で検討することとしてはどうかと書いてございます。

1番目、宿泊者名簿の記載事項の見直しについてと、2番目、身分証明書による宿泊者の本人確認の義務化に関することについてです。

その中で、議論の中のところで、※1です。宿泊者の本人確認や宿泊者名簿に関しては、これを次のような形で行うことを認める意見もあったところ。これらについては、最近の技術などに対する現行の法令・通知などの解釈・運用に関するものですので、旅館・ホテル業界と厚生労働省で調整していくことにしたいということで、具体的な内容としましては、(a)人が画像を確認するだけでなく、昨今の機械化の流れもあり、機械(AI)による顔認証等を認める。

(b)宿泊客が宿泊施設のカード会員の場合に、ホテル側が会員情報から宿泊者名簿を作成し、宿泊者から提示されたカードと照会することによって、合理的な形で同一性を確認する方法を認める。

(c)デユースの顧客管理については「旅館業法の適用外」とし、宿泊者名簿への記載を不要にする。

これにつきましては、引き続き旅館・ホテル業界と厚労省が調整していきたいと思っております。

※2、ヒアリングの中でもございました宿泊者名簿の保存期間の内容につきまして、3年から1年に短縮することができないかというご意見もございましたが、当該規定は、刑

事訴訟法における罰金刑の時効期間があり、それに合わせた形になっております。

続きまして、2ページ目でございます。

1枚目でご紹介しました宿泊者名簿の記載事項の見直しについてですが、そもそも宿泊者名簿につきましては、旅館等において感染症が発生し、または感染症患者宿泊した場合には、感染経路を調査するなど、感染症のまん延を防止するために必要な措置を取ることができるようにするものです。

皆様の議論の中では、現行の規定で求めている「職業」の記載については、次のような、条文からの除外を求める意見があり、営業者または宿泊者の必要以上の負担防止に資する観点から、削除する方向で検討。

削除する理由としましては、職業によって宿泊客の追跡も担保できない、目的・活用法が不明であるという点。

職業を記載しない場合または告げない場合に罰金が適用され得るのはいかがかという点。利用者の立場から、記載する必要性について疑問を感じるという点。

保健所としては、職業は要らず、氏名と連絡先があれば対応できるという点。

感染症対策を行うためにも必須とは言えないという点、でございます。

3番目ですが、併せて「連絡先」については必要があるのではないかということで、次の観点から入手しておくことが重要であるという旨の意見をいただいたことも踏まえ、宿泊者名簿の記載事項に連絡先を追加する形で検討する。

理由としては、新型コロナウイルス感染症などにより、宿泊客に何か連絡する場面が想定されること。

保健所として、公衆衛生上のまん延防止措置を取る観点もあり、必要な情報であるということ。

あと、宿泊者の安全確保に有効であるという点を理由として挙げ、まとめております。

次、3ページ目。身分証明書による宿泊者の本人確認を義務化することにおいては、大きく分けて2つのご意見をいただいております。

身分証明書の義務化については、宿泊者の本人確認を義務化することについては、日本国内では免許証などを所持していない方も少なくない中、身分証により本人確認を徹底するのは、現場では極めて困難であり現実的ではないとのご意見。

虚偽の記載も見られる中で、宿泊者名簿に記載されている事項が正確か、宿泊施設側で確かめる術がないにもかかわらず、その記載について、宿泊施設の判断として、何らかの形で本人確認を行うことのできる規定を整備していただきたい。

大きく分けて、この2点がございました。

矢印以降の位置付けですが、これらの意見を踏まえまして、身分証による本人確認を営業者に一律に義務付けることについては、今回の見直しでは行わず、その実情を踏まえながら、引き続き検討を続けてはどうか。

また、宿泊者名簿の正確な記載を確保するため、必要があるときは、営業者がその身分

証明書などで確認することは考えられるので、求めに応じない者への対応については、宿泊拒否制限規定の中でも検討してはどうか、という点でございます。

事務局のほうからは以上でございます。

○玉井座長 ありがとうございます。

資料2について、宿泊者名簿の記載事項、保存期間も含めてですが、それから、身分証明書による本人確認義務、事務局案をご説明いただきました。各先生方、ご意見いかがでしょうか。

事務局からお願いします。

○溝口課長補佐 引き続き事務局からでございます。

増田構成員から、旅館業法第6条につきましてご意見をいただいておりますので、ここでお話しさせていただきます。

旅館業法第6条の見直しについてですが、宿泊者名簿の記載事項の見直しとして、職業記載の欄の削除、連絡先の記載の追加については賛成いたします。また、コロナ禍において、連絡先の記載は重要であると思っております。一方、拒絶した場合にどうするかも検討した方がいいのではないかと考えております。

マル2、身分証による宿泊者の本人確認については、本来は本人確認した方がよいと思いますが、義務化することによって現場での混乱が容易に予想されます。そのため、実情を踏まえながら、引き続き検討することに賛成いたします。加えて、必要がある時は、身分証明書などで確認できることを明記していただくこと、本人確認の必要性が高いにもかかわらず、理由なく拒絶するような場合についての宿泊拒否制限規定についての検討も必要かと思えます。現場でのトラブルなく、正確な記載をしてもらえるようにしていただければいいと思いますというご意見をいただいております。

以上でございます。

○玉井座長 ありがとうございます。

増田構成員からのご意見、特に連絡先ということの視点も出てまいりました。

では、委員の先生方、ご意見ありますでしょうか。

三浦構成員、よろしく申し上げます。

○三浦構成員 ちょっと教えていただきたいのですが、1ページのマル2の下にある四角に囲まれた※2ですが、宿泊者名簿の保存期間について、現在の3年間から1年間程度に短縮することを求める意見もあったが、当該期間は、刑事訴訟法における罰金刑の時効期間に合わせたものである。この意味はどういう意味ですか。罰金刑の公訴時効期間が3年ということと保存期間はどういうふうにリンクするのか、よく分からないのですが。

○成松課長 事務局でございます。3年と設定している背景といいますか、理由を我々なりに探らせていただいたところ、罰金刑の時効が3年だったので、それを踏まえて保存期間を設定したということになっております。恐らく3年ぐらい保存していただかないと、刑事訴訟法による対応がなかなかできないということだと思っております。

○三浦構成員 分かりました。

○玉井座長 施設側とすると、資料が膨大になっていくというのがあったのですが、こういう法律的な絡みがあるということですので、三浦先生、ご納得いただけましたか。

○三浦構成員 これは、業界のほうによければ、別に問題ないと思います。

○玉井座長 分かりました。では、理論的にはこの方向でご説明するという形にいたします。

ほかにいかがでしょうか。

今回、この資料2につきましては、施設側からの要望事項がほとんどでございましたので、先生方もほとんど異議はないと思いますが、ご意見等がありましたら。よろしいですか。

ありがとうございます。

では、皆さんからのご意見や質問事項をいただきましたけれども、旅館業法6条については、構成員に大きな意見の相違もないと思われまので、本資料の方針で進める方向でいかがでしょうか。よろしゅうございますね。

(「異議なし」と声あり)

○玉井座長 ありがとうございます。

では、6条はこの方向でよろしく願います。

次に、資料3-1と2、いよいよ本論に入りますけれども、この旅館業法第5条については、第1回の検討会から委員や関係者からのヒアリングでも多くのご意見やご議論をいただいております。本日も、この後、多くの意見や質問をいただくことと思いますが、本日の検討会で一定の方向性を示していきたいと思っておりますので、皆様のご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、資料3-1及び2について事務局よりご説明をお願いいたします。

○成松課長 事務局でございます。

資料3-1と、その3-1に関連する3-2を用意しておりますので、大変恐縮ですが、説明の都合上、3-1と3-2を行ったり来たりするものですから、構成員の皆さんのお手元には紙で置かせていただいております。タブレットをご活用されたい方や傍聴の方には、資料を行ったり来たりするので手間をかけますけれども、そのような説明の手順になることをお許しいただければと思います。

まず、3-1に沿ってご説明させていただければと思います。5条につきまして、この検討会でも様々なご意見、ご議論をいただけてきたところですが、前回の検討会において、構成員のお考えが共通しているのではないかと考えられる事項がございました。前回の検討会でも、座長から、同じことを違う方向から言っているというご発言があったかと思いますが、共通していることは共通しているのだけれども、それをどうやっていくのかということだと思っています。

具体的に申し上げますと、1つ目のポツ、旅館・ホテルは、今後とも、宿泊を必要とする

者が安心して利用できる安全な宿泊の場であるべきものであるということでございます。

2つ目のポツとして、旅館・ホテルにおいては、今後とも、患者等や障害者に対する差別をはじめ、不当な差別が行われてはいけないこと。

3つ目のポツとして、以上のことは、旅館業法だけでなく、他の制度・施策、関係者の取組などが相まって社会全体として実現していくべきものであるということで、3つ目のポツのところで申し上げているように、旅館業法でどこまで規律するのか、あるいはほかの様々な法律で規律していくのか、あるいは関係者の取組とか社会通念みたいな感じで実現していくのか。そういう中で、旅館業法でどこまで規定するか、旅館業法の役割がどこまで至るべきかということについては、ご意見が二通りあったと理解してございますが、その前提となる共通している事項というのは、恐らく同じだろうと事務局としては捉えさせていただきます。

次のページへ行かせていただきまして、2ページでございます。

先ほども座長からございましたとおり、宿泊拒否制限規定自体に関しては、大きく2つございます。特に存廃、残しておくのか、あるいは、この際、削除というか、廃止するかというものでございます。

1つ目として、前回の議論・ご意見を整理したものでございますが、削除を検討したほうがいいのではないかとのご意見もございました。

1つ目のポツとしては、時代が変わってきているということで、法律制定当初みたいな状況ではなくなり、「旅館・ホテルの公共性」というのが時代の変化に応じて変わってきているのではないかとということ。

あるいは、航空会社を例にとってみると、寡占あるいは代替が効かないということで、選べないという規制がある一方で、公共交通機関もあるかもしれませんが、いろいろなホテルができてきて、選択の幅が広がった旅館・ホテルについては、航空会社と同様には考えられないのではないかとということ。

もう一つが、民事法上というか、5条というのがなくても、合理的理由がなければ、旅館・ホテル側から契約解除するのは困難で、解除すると契約違反だとか、不法行為になるので、そこで担保されるのではないかとということ。そういう意味では、実務的には削除しても大きな問題は生じないのではないかとのご意見がございました。

もう一つが、「大人向けホテル」、女性向けホテルとか男性向けホテルもあるのかもしれませんが、そういったホテルが世の中で出てきているということで、5条に抵触しかねないホテルが開業している状況にあるということでございます。そういった社会の実態から見ると、5条を削除してしまったほうがすっきりするのではないかとのご意見がございました。

資料3-2の1ページをご覧くださいと思います。「大人向けホテル」といった関係資料を用意してございます。

旅館業法では、この「大人向けホテル」は、現時点の規定でどのように捉えているかと

いう、我々の出している通知でございます。衛生等管理要領という通知がございますけれども、そのうちの2に書いていますとおり、多様な消費者ニーズに応えられるよう、合理性が認められる範囲内において、例えば、大人向け等営業上の工夫として利用者の良識と任意の協力の下において実施される場合は、宿泊拒否には当たらないという整理をさせていただいているところでございます。「大人向けホテル」というものの旅館業法上の現状の整理の仕方というのは、そのような形になってございます。

以上が削除を検討すべきというご意見でございました。

資料3-1に戻っていただきまして、マル2としては、削除には慎重な検討が必要、あるいはちゅうちょするとか、ご心配がある。あるいは、必ずしも削除までは求めないなどという意見がございました。

1つ目は、従業員側のご意見でございますけれども、当然なのかもしれませんが、お客様をお迎えする立場としては、差別につながる対応をすることは念頭になく、削除した場合でも大きな問題は恐らく生じないという一方で、心配の声がヒアリングでも出されたということで、そこは悩ましいというお話です。

あるいは、旅館業界の対応のレベルの高さからも、5条を廃止しても具体的な悪影響は少ないと考えられるけれども、歴史的な背景もあり、心配されている方もいらっしゃるということ。基本的な考え方を残すということも考えられることと、削除というと大きなインパクトがあるかもしれない。そこは心配だということ。

3ページに移っていただきまして、ヒアリングを行った結果、削除というのはかなり抵抗感があると感じた。5条を廃止しなくとも、現場の経営者が目の前で起こっている問題に対応できるような改正をしてほしいというご意見がございました。

もう一つとしては、患者団体さん、障害者団体さんのご意見をお聞きしたヒアリングの成果をできるだけ反映すべき。5条の持つ制度的な意義や、時代の変化に応じた旅館業法にすべきといったときに、5条廃止がそれを実現するのかは慎重に考えていく必要があるということでした。

存廃に関しては、以上のようなご意見がございました。

3つ目として、感染症対策あるいは感染症法との関係に関する意見というのがございました。これは、皆さん、ある意味共通していると考えられますけれども、宿泊客に感染症患者やその疑いがある者がいるときは、その者の治療や旅館・ホテルの感染対策のためにも速やかに医療につなげていくのがいい。これを最優先していくべきと皆さん思っていると思います。

そういった中で、5条に感染症法の考え方を取り入れてはどうか。あるいは、旅館・ホテルの中の感染症対策については、旅館業法でなく感染症法の中で「旅館に泊めてはいけない人」などを規定し、対応すればよいのではないかとということでした。

こちらで、すみませんけれども、資料3-2の2ページ以降で、どういうことになっているかということをご説明したいと思います。先ほどの感染症関係で3点ほど説明したいと

思います。

1つ目が、旅館業法5条の規定では、伝染性の疾患ということで、運用はちょっと異なるところがありますけれども、文言上は伝染性の疾患を十把一からげにして規定している。一方で、資料3-2の2ページをご覧くださいければ、平成10年に制定された感染症法に関しては、感染症を類型化する作業をしております。類型化して、その重篤度に応じた措置を規定しております。

棒グラフをご覧くださいければ、新型インフルエンザというのは、想定される全ての措置が取れる。一類は真ん中まで。二類、三類になってくると、措置が取れる内容が少なくなっています。例えば、真ん中のほう、入院の勧告とか入院の措置ができるのは二類感染症までという形になっております。

こういった類型化を図っているのを前提にして、9ページ下のほうをご参照ください。例えば、入国拒否や上陸拒否や引き受けの拒否。先生方からもご紹介いただいたところでございますけれども、例えば出入国管理法だと、上陸できない外国人として、一類、二類、新型インフルエンザ、指定感染症または新感染症という、いろいろな感染症がある中でも、こういう感染症法の類型を使って限定しているとか、具体的に列挙しているところでございます。

下のほうでも、同じように旅客自動車運送事業運輸規則、以前の検討会でもご紹介させていただきましたけれども、こちらのほうでも、一類、二類、新型インフル、指定感染症または新感染症の所見がある者という形で、類型化を前提として、そのうちの一部について拒否できるという使い方をしております。

2ページに戻っていただきまして、2つ目でございます。非常に厳しいことになる、真ん中辺りの入院や健康診断受診の部分ですけれども、入院させるという強い措置を行う前に、条文上、制度上任意の協力を求める。勧告を求めるということになっております。

条文でご紹介させていただきますと、4ページで、入院させるという強い措置を取るときの手順として、19条の1項でまず勧告していただく。都道府県知事は、入院が必要になる人に入院の勧告をするということ。

3項で、勧告を受けた者がそれに従わない場合は、入院させることができるということで、この強い措置の前に勧告ということで、任意の協力を求めています。そういった意味では、強い措置の前にワンクッション置くことが、平成10年に規定された感染症法では制度化されているということです。

健康診断も同じような条文構成になっていまして、5ページでも協力を求めるという、どちらかという行政が最初から強い措置を取るのではなくて、任意の協力を促して、場合によっては説得したり、お願いしたりして、その上でなかなかそれに動いていただけないときは、強い措置を取るという構成になっているとご理解いただけたと思います。

3つ目として、前回の検討会でのご指摘として、5条をまず廃止するというところで、その上で、例えば宿泊してはいけない人というのを感染症法の規定で対応してはどうかとい

うご意見がございました。これについて、ご指摘がございましたので、現行の制度を前提に、どういうことになるのかということについてお示しさせていただければと思います。

資料3-2の2ページに戻っていただきまして、前回の構成員からのご指摘は、まず5条を廃止するということと、感染症法とか新型インフル特措法で、事業者に対して特定の者の利用を禁止させる。事業者は、こういう人が来たら断らなければならないという規定で対応していくことも考えたかどうかということでございますが、感染症法に基づく措置の中には、先ほど申し上げた、事業者に対して特定の者の利用を禁止させる規定というのは、現時点ではございません。建物の立入制限というのは誰も入れないという規定ですので、発熱しているとか、感染症にかかっている人は使わせないようにしましょうという規定というのは、感染症法の中には現時点ではございません。

一方で、新型インフル特措法の中には、そのような規定がございます。2ページの表で申しますと、右上の新型インフル特措法に基づく措置の中に※が3つあって、その下の○のところに、非常に抽象的に書いてありますけれども、こういう規定がございます。

具体的に見ていただくと、6ページで、若干強いとされる緊急事態宣言下の場合でご説明させていただきますと、45条でございます。この条文をざっとご覧いただければ、都道府県知事が、インフルエンザとかコロナの場合、多数の者が利用する施設の管理者に対して、条文上は使用の制限とか停止とか催物の開催制限、停止、その他政令で定める措置を講ずるよう要請することができることになっています。

ここだけ読むとなかなか分かりづらいですけれども、ポイントとしては、政令で定める多数の者が利用する施設を管理する者に対して、あるいは催物を開催する者に対して、その建物を使ってはいけない、あるいは催物をやってはいけない、制限するとか、その他政令で定める措置というのを都道府県知事は要請することができるというのが法律上の規定でございます。

2つの政令で定めるというものがございまして、その2つの政令がどうなっているかというのをご説明させていただくと、7ページの下段です。

まず、管理者でどういった施設を管理しているかという施設の対象ですね。先ほど申し上げた、使用の制限等の要請の対象となる施設ということで掲げております。基本的には法律で書いているとおり、多数の者が利用する施設として政令で定めるということで、そのうちの8号をご覧いただければ、ホテル又は旅館ということで、現在のところは括弧がついていまして、集会の用に供する部分に限るとなっています。その対象の施設が書いてあるという前提で、どういう措置を求めることができるか。先ほど申し上げた、法律上規定されているのは、施設の使用の制限とか催物の開催の制限でございます。

その他の措置は政令で書かれてございまして、すみません、8ページの下の方でございます。ややこしいですけれども、どういった措置を要請することができるかということで、そのうちの3号で、発熱その他の新型インフルエンザ等の症状を呈している者の入場の禁止。

7号で書いていますけれども、6号からご覧いただければ、6号で、マスクの着用など、入場者に対する周知。

7号で、そういったマスクの着用とかを正答な理由なく、措置を講じない者の入場の禁止という形で書いてございます。

いろいろ話が飛びましたので、もう一度おさらいをさせていただきますと、要すれば、仮に5条を廃止して、感染症法とか新型インフル特措法の対応に委ねた場合、現行の制度を前提とさせていただければ、そもそも契約の自由が適用されるので、宿泊の受入れとか拒否は事業者の判断になることがベースにございますが、発熱者の入場の禁止を都道府県から要請されることがあるのは、現時点では新型インフルエンザ、緊急事態宣言やまん延防止重点措置の下のみであって、現行の規定を前提とすれば、旅館・ホテルの共用部分に限られるという絵になるということです。

一方で、5条を廃止することによって、先ほどの7ページの下のほうにありました共用部分に限るということが外れるのではないかという考え方もあると思います。旅館業法の5条を仮に廃止したときに、ここに影響があるのかどうかということですが、その廃止の影響ももちろん加味することになると思いますが、対象施設の前提が多数の者が利用するというところでございます。そういった意味では、旅館・ホテルはほとんど全てが個室になっているというところもございまして、そういった面で整理が必要になる。ここですぐ含まれるのか含まれないのかというのは、判断がなかなかしづらいと思っておりますけれども、そういった視点で検討するべきであると思っております。

これで、感染症関係のご説明は終わらせていただきます。

資料3-1に戻っていただきまして、4ページをご覧いただければと思います。障害者差別解消との関係に関する意見で、障害者差別解消法に基づく取組を充実していくべきであるが、あえて旅館業法の中に書く必要はあるのかということでもございました。

これも先生方、皆さんご存じかもしれませんが、資料3-2で、障害者差別解消法が平成25年にできましたが、25年当初の概要が10ページ。その改正法がさきの通常国会で成立しましたので、一部改正法の概要が11ページに記載しています。

要点だけ申し上げますと、10ページの左の真ん中のほうに、差別を解消するための措置という、不当な差別的取扱いの禁止については、国・地方公共団体、事業者ともに、差別解消法によって法的義務がかかっているという状態でございますので、そこで規律されているということでもございます。5条を残しても、廃止しても、義務づけというのは変わらないということが言えると思っております。

もう一点、3-1の4ページにまた戻っていただきまして、ご指摘がありましたユニバーサルツーリズムとの関係に関する意見というのがございました。旅館業法の目的や規定ぶりが古い。ユニバーサルツーリズムのような前向きなものを書いてはどうかというお話がございます。

こちらは、今のところどういう条文などが規定されているかといいますと、資料3-2

の12ページに移っていただければと思います。

まず、観光立国推進法という法律がございまして、その中で、観光事業者の努力、あるいは国の施策としての21条がございまして、先に観光旅行の利便の増進、21条からご覧いただければ、配慮を要する観光旅行者が円滑に利用できる旅行関連施設及び公共施設の整備などに、必要な施策を国が講じることになっています。

その一方で、事業者さんには、6条のほうで、そういった事業を行う者は、観光立国の実現に主体的に取り組むよう努めるという形で規定されていまして、努力義務という形で観光立国の実現の中の一つである、こういった21条の国の施策に沿った取組をしていただくような構成になっております。

もう一つ、これも皆さん、ご案内の方が多いたと思いますけれども、高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律というのもございまして。こういった中で、ここにははっきり書いていないですけれども、旅館・ホテルというのも法律の対象になって、様々な措置を講じていただく、あるいはそういう努力義務がかかっているという法律でございまして。

一方で、今の旅館業法の規定をご覧いただければ、こういったユニバーサルツーリズムといった具体的な、あるいはバリアフリーや移動の円滑化という具体的なものは規定されてございませぬが、それを非常に抽象化して、そういうことが読み込めるような規定というのは現行にもあるということです。

第1条で、利用者の需要の高度化及び多様化に対応したサービスの提供ということが書かれていますし、第3条の4で、これは努力義務規定ですけれども、先ほどの第1条を受けまして、旅館業の分野における利用者の需要が高度化し、かつ、多様化している状況に対応できるよう、旅館業の施設の整備及び宿泊に関するサービスの向上に努めなければならないという、上の2つの法律にやや広く対応したといえますか、そういう規定が存在するという事になってございまして。

そのほか、資料3-2の13ページ以降は、もし皆さんのこれからのご議論の中でご参照いただく場合もあるかもしれませんので、前回の検討会で出させていただいた資料4あるいは資料5について、ご参考ということでつけさせていただいておりますので、適宜ご参照しながらご意見を賜ればと思っております。

事務局の資料3-1、3-2の説明としては以上でございまして。

○玉井座長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。資料3-1及び2について、大分複雑な絡みがあるご説明でしたけれども、すみません、私が質問して申し訳ないですけれども、5条を撤廃するかしないかに関しては、利用者側、施設側で表裏一体の関係になっていると思うのですが、今のご説明でいくと、今回、1つポイントになったコロナの37.5度以上のお客様については拒否するポイントとして、この感染症法と特措法をきちんと理解すれば、これは可能だという解釈でよろしいですか。

○成松課長 そこはかなり微妙なところでございまして、今のところ、発熱者の入場の禁

止が都道府県知事から要請できる施設の対象として、先ほど申し上げたように、旅館・ホテルは入っているのですが、括弧書きがございまして、共用部分というか、宴会場とか、そういう部分に限るということになっています。

そういった意味で、5条を廃止したときに、新型インフル特措法の規定がそのままであれば、先ほど申し上げたように、ベースとしては旅館・ホテルの判断で断れるというのがあり、国からの要請というか、行政からの要請として、こういう人を入れてはいけない、拒否しなければならないという要請が来る可能性があるのは、現行の規定を前提にすれば、旅館・ホテルの例えば宴会場になるという理解をしていただければと思います。

○玉井座長 ありがとうございます。

すみません、私が先に質問してしまいましたが、先生方、これから多岐の議論になるとと思いますが、ご発言、よろしく願いいたします。

事務局、追加のご説明ですか。

○溝口課長補佐 すみません、事務局からでございます。

本格的な議論の前に、冒頭の櫻田構成員と増田構成員からの意見の中で、第5条についての記述がございまして、先にご紹介させていただきます。

まず、櫻田構成員の方からですが、第5回検討会までのご議論を受けて、旅館業法5条に関してのご意見を申し上げます。

旅館業法は、昭和23年の制定から長く期間が経過し、取り巻く環境も変わってきていることから、現状に合った内容にしていく必要があると考えます。ただ、これまでの関係者のヒアリング内容も尊重して検討されるべきものと思います。不当な差別はあってはならないということは、大前提である。宿泊を必要とする者が、皆、安心して利用できる安全な宿泊の場であることはもちろんですが、それと同時に、働く者の安全も守られることが必要であるということは重ねて申し上げたいと思います。

また、宿泊契約は、消費者と事業者、どちらか一方が弱い立場に立たされることなく、対等な立場で結ばれるべきものであると考えます。

以上の観点も入れつつ、検討を進めていただければと思います。

櫻田構成員の意見でございました。

続きまして、増田構成員の意見です。

旅館業法第5条の宿泊拒否制限の規定について。宿泊拒否に関する懸念は、障害者差別解消法や感染症法の規定に基づいた運用により解決できるという考え方は理解できます。現状の旅館業法の対応のレベルの高さからも、5条を廃止しても悪影響は少ないと予測されますが、これまでの歴史的な背景から不安に思う方がいらっしゃることも事実であり、現段階で廃止するという事は、宿泊を希望する全ての人に安心して利用できる場の提供という理解は得にくいのではないかと思います。

一方、旅館の現場での実情を踏まえた運用の在り方を検討する必要があると考えます。

以上、2構成員からの意見でございました。

○玉井座長 ありがとうございます。

ご欠席の構成員お二人からのご意見を伺いました。

では、坂元構成員、お願いします。

○坂元構成員 構成員の坂元です。

本検討会では、先ほどのご欠席の委員からのご発言にもあったのですが、各種団体からヒアリングを行ってききましたので、そうした丁寧なプロセスを反映した改正であってほしいと考えます。そこでは、5条の削除の意見というのは少なかったと思いますので、基本的には削除には反対であります。

なお、感染症法では、患者は適切な医療を受ける主体と位置づけられており、先ほど課長の説明にありましたけれども、そうした感染症法に基づく措置というのは、医師から保健所への届出をはじめとした段階的な措置、最初は勧告で、その後、従わない場合には強制的な措置を行うという考え方を採用しておりますので、5条1項の改正に当たって、こうした感染症法の段階的措置や類別の考え方を応用したものにはできないか。この辺り、お考えいただくというか、自分たちも考えていく必要があるのではないかと。とりわけ、改正によって、新たな偏見や差別を助長することがないように、この点はしっかりと留意しておく必要があるのではないかとというのが私の見解であります。

私からは以上です。

○玉井座長 ありがとうございます。

5条の廃止に関しては、いかがなものか。5条1項のところをきちんと解釈し、条文を入れていけば対応できるだろうというお話でございました。

ほかの先生方、いかがでしょうか。

では、内田先生、よろしく申し上げます。

○内田構成員 大分県東部保健所の内田でございます。

感染症法との整合性を取ったほうがいいのではないかとというのは、私、先日の検討会でも述べさせていただいたのですが、今回のコロナのような話になりますと、どうしても国全体が感染症法と特措法といったものによって動いていくような形になります。ですので、なるべくそういった感染症法との整合性を取った内容にさせていただいたほうがいいかなと思っております。

具体的に先ほどご説明がありましたとおり、感染症法では感染症を類型化しております。非常に慎重な対応が必要な感染症から、そうでもないものと分類しております。先ほどの資料3-2の2ページを見ていただきますと、ご説明があったとおり、段階的な措置というのを取っています。具体的に私どもが対応する場合、例えば0-157といったような腸管出血性大腸菌感染症などが三類感染症に当たるのですが、この場合には、ご家族とかが例えば同じトイレを使う。そういった方々は、もしかすると感染しているかもしれない。あるいは、同じものを家の中で食べている。そうすると感染しているかもしれないということで、健康診断勧告というのをさせていただく。それがこの表で言いますと、真ん

中の就業制限と一緒に健康診断勧告と書いていますけれども、そういった措置を行います。

仮にこういう方々から、例えばちょうど宿泊していたのですという話を聞いたとしても、よほどのことがない限りは宿泊施設まで調査するという事は行いません。というのは、そこで感染するという事はほぼ考えられないということがある。ですので、そういった対応が必要になってくるのは、一類とか二類、あるいは新型インフルエンザ等感染症という形になります。そういった感染症法の考え方といいますか、これは今回、5条を残すということであれば、取り入れられたらいいのではないかなと思っております。

以上でございます。

○玉井座長 ありがとうございます。

ご専門の立場から、感染症法の取り入れ方をご説明いただきました。ありがとうございます。

ほかの先生方、いかがでしょうか。

では、遠藤先生、お願いします。

○遠藤構成員 構成員の遠藤です。

私も内田構成員、坂元構成員と同じ考え方でありまして、事務局で本当によく整理していただいたと思います。

これまで、伝染性とか、もやっとした言い方だったのが、かなりはっきりしてきましたし、事務局の冒頭の整理もありましたように、ほかの法律あるいはほかの規則等との整合性も、こういうふうによく分類した形で明示すれば、整合性も取れるかなと思います。

あと、残るのは、第5条の法律に書くのか、これまで出てきたガイドラインとか、旅館業法の場合は約款というのはないと私は理解していたのですけれども、大きな意味では約款はあると思います。そことどういうふう書き分けるのかなというところが今後の課題になるのかなと思っております。

以上です。

○玉井座長 ありがとうございます。

一方、廃止のほうがいいのではないかというご意見がおありになってもいいと思います。遠慮なくご意見をいただきたいと思います。

越智先生、どうでしょうか。

○越智構成員 構成員の越智です。

私の意見を言う前に、配られた資料のヒアリングの関連資料、資料3-1の関連資料3-2という中の13ページに、最初にヒアリングしたときに、全日本ホテル連盟さんから、基本的に旅館業法第5条を撤廃し、不備な点をガイドラインで設けるという話が出ています。これは、契約の自由という、特に3番目を前提にお客様を選べる。平等な契約というのが前提ではないかという提案だったと思います。

それと、その後、14ページに旅館協会のほうから、それでも第5条を保持する場合については、合理的な理由がある場合には断れるようにするという、ある意味で平等なところ

を担保するような話が提案されているのですが、この辺については、多田構成員はどんなふうにお考えか、逆にお伺いしたい。

○多田構成員 多田でございますけれども、まず5条の撤廃に関しては、私がこの会議に出るまで、余り耳に届かなかったことでございます。法律というのはいろいろな立てつけから来ているわけございまして、その辺の流れを踏んでいるのか、違う角度から来ているのではないかという感じもちょっと持ったわけでございます。ただ、同じ宿泊団体から出たわけですから、いいかげんなことはできませんから、耳を傾けるということでいろいろ考えてみました。

私、実は、この5条に関しては何が一番問題であったかというのは、間違いなく5条の1の、宿泊しようとする者が伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるときしかできないという表現の中で起こる大きな問題があったと。これが現場の声でございます。これを何とか解消してほしいということの中から、皆さんにこうやって集まっていたいでスタートしたのではないかと、まず前提を考えます。

この明らかということに関して確認しますと、医療の判定がなきゃ駄目だということになりますと、当時の状況は、まず宿泊する一番のピークというのは、世の中がお休みのときでございました。そうすると、保健所も医療機関もまず連絡が取れない。こんな中で、例えば明らかに確信犯で来られた方が開き直った。これは2項でやればいいじゃないかと言うけれども、病気の人に対してやれることじゃないので、大変悩ましい思いをしながら、なけなしの部屋の確保をしながら月曜日を待ってみたいなき動きになったり、これが現場では本当に困ったと。こんな法律じゃ困るとというのが、初めの私の把握でございました。

2件ほどですか、実際細かいことを聞いたのは。よくよく考えてみますと、この法律というのはちょっと現状に即さないのではないかと、条件の中をいろいろと聞くと、宿泊拒否ということに関して、どういうことに配慮してきたかということも時代の流れとは違ってきているのではないかと、一挙に廃止という声も挙がったのかもしれないけれども、今回、いろいろな方の、今も先生のほうからご意見ございましたけれども、心配されるというか、我々の姿勢に対しても一石を投じるようなご意見もございました。

そういったことをバランスよく考えていくと、5条の1項をもう少し丁寧に、今回起こったコロナのような、世の中が戦慄するような伝染性の高いパンデミックを起こすことに関して、きちんと対応が取れる内容にしていただければ、そこに合理的な宿泊拒否ができることになるのではないかと。現場も監視もしっかりと判断しながら、社会的に責められるような形じゃなくて、宿泊拒否がちゃんとできるようになっていただけたらいいと私は思っております。

それは簡単です。なくなってしまうと、一番解決、真砂の砂はなくなってしまうわけです。でも、そうすると、そのことに関しては、これだけいろいろなご意見が出たわけですから、今までの検討が何であったのかとか。

それから、国会のほうに出していく中で、なかなか理解を求められない状況に陥りやす

いことにしてしまうのも、ちょっと問題があるかな。明らかに分かりにくいところを訂正するのが、私はベストではないかと思っていますところでは。

○玉井座長 ありがとうございます。

施設側の代表という形ですけれども、多田構成員のほうからは、5条の1項をきちんと解釈してやれば、施設側、第一線も対応できるのではないかというご説明でした。

越智先生、いかがでしょうか。

○越智構成員 私は余り意見が変わっていないので、繰り返しになりますけれども、まずコロナの関係に関して言ったら、第5条の解釈云々よりも、ガイドラインを出せば済む話だと今でも思っています。それは今、実際にいろいろな検査キットも出てきて、確定診断も非常にしやすくなってきていますから、発熱だけではなくて、確度が高い形でお客様の感染の具合が分かる状態になっているので、そういったものを有効活用して行って、医療機関との連携、あるいは保健所との連携を進めていけば、十分に対応できるだろう。これは別に条項の問題じゃなくて、ガイドラインの修正をすればいいだけだと思っています。

私は、むしろ根本的に全ての人間を宿泊させなければいけないという前提そのものの問題について、今回、非常に大きな問題提起があったと思っています。これは戦後できた法律ですから、もともと取締りの法律でできたものなので、この機会に、第1号に書いてあるように、産業育成をして行って、未来思考のものに変えるすごくいいチャンスだと思っています。それについて、業界団体のほうでそういうことは必要ないということであれば、それで構わないのですけれども、もしそのまま残すのであれば、事業者の皆さんが非常にリスクを抱えて商売しながらやっていくということに対して、平等な立場で契約できるということは担保していかないとまずいのではないかなと思います。

ですので、例えば合理的な拒否の方法があるという条文を加えていただかないと、せっかく今回、これだけ長い時間をかけてやった意味が全然ないのではないかと思います。

以上、私の意見です。

○玉井座長 ありがとうございます。

そうしますと、今、越智構成員のお話を聞くと、基本的に5条はなくていいと。

○越智構成員 廃止が理想としても、もしできなければ、少なくとも合理的理由で対等な関係の中で、お客様。モンスタークレイマーなども非常に増えているのですね。今は昔と全然違いますから、ある意味でプロと言えるようなモンスタークレイマーも非常に多い時代になっていますので、そういう人たちを受け入れる側が何も条件なしに受け入れなければいけないという話はおかしいのであって、契約事由の中で、対等な関係の中でやっていくということがないと、それは働く事業者の皆さんそのものがリスクを抱えて商売することができなくなってしまいます。

なかなか言いにくいと思うので、代わりにお話をしますけれども、条文を残すのであれば、1項加えていただきたいというのが私の意見です。その条項があれば、今回、一歩前進だと思います。条文そのものをなくすことによるメッセージ効果は大きいですね。いろ

いろな団体の方の話を伺って、私も非常に心が傷む話もいっぱいありましたし、そういう方たちを無視して強行手段ということは全然思っていません。間違ったメッセージを出してしまう危険性についても十分分かっているのです、やるとすれば残す。ただし、対等な関係の中で、お互いに工夫しながらみんなで作っていくという条文にしていきたい。それが私の今日の意見です。

よろしくをお願いします。

○玉井座長 ありがとうございます。

そうしますと、3項の合理的な範囲を超える負担を求められたときという解釈をきちんとできれば、何とか残してもいいという感じですか。

○越智構成員 どうするか、事務方のほうで工夫していただければいいと思います。

○玉井座長 分かりました。あくまで施設側と利用者側が対等な形でビジネスができるという条文を何とかしてもらいたいということでもよろしいわけですね。ありがとうございます。

ほかの先生、いかがでしょうか。

○多田構成員 越智先生から、その辺のことについてフォローしていただいたのですけれども、私が言っていることも、宿泊拒否が絶対できないということを前提にはなっていないわけでございまして、これに該当したこと以外で宿泊拒否してはいけないのだという話ですね。

そうすると、実は2項のほうは、風紀を乱す行為を虞があると認められるとき。これは、大きな声でロビーで騒いだりする人がいるわけですから、そこに対して業界として毅然とした指導をしていくし、今後あってはいけないモラルの低下をしていく、社会的にクレマー的なものを、もうちょっときちんと断罪していかなければいけないのではないかと思っておりますし、その辺のことも規定の中でも当然触れてもいいと思いますし、こういう機会にそういう点も色濃く出すべきだと思います。

そして、注のほうですけれども、本条に違反した場合、罰則の対象となるという金額も大き過ぎるのではないかという気がいたします。内容につきまして、これではないことに関して宿泊拒否をしたから50万円以下の罰金というのも、罰則規定が色濃く出てしまっていて、本来ちょっと違うのではないか、取締りが強過ぎるのではないかという気がいたします。その辺もちょっとつけ加えて、今後のまとめに入っていければありがたいかなと思っております。

○玉井座長 ありがとうございます。

今、罰則規定の金額の問題も出ました。

では、三浦構成員、お願いします。

○三浦構成員 構成員の三浦です。

多田さんがおっしゃっていた、1号の明らかに認められるときという問題なのですが、この問題は法律の規定でどうこうするというのはちょっと難しく、基本的には越智構

成員がおっしゃったようなガイドラインで解決すべき問題だと思います。というのは、患者さん団体のヒアリングで、患者さんたちがみんな不安に思っているのは、伝染性の疾患があるかどうかを宿泊施設が判断できるのか。だから、もっと厳格化した形で類型化した規定を置くべきだという、全く正反対の話になってしまっているのですよ。それは現実的な運用としては無理なので、ガイドラインのほうで、越智構成員がおっしゃるように、抗体検査キットとか、ああいった近代的兵器を使って何とかするという方向に変わっていくしかないと思います。

それで、第5条をどうするかという問題なのですが、ずっと突っ張っていても話が収束しないので、私はクリスマス前に終わらせたいので、あえて申し上げますと、もし第5条を残すということであれば、一番お願いしたいのは、できれば反対の構造にしてほしい。今、第5条というのは、宿泊を拒んではならないという前提で、宿泊拒否できる事由を書いてあるのですが、逆に、宿泊拒否をしてはならない事由を列挙する。例えば、障害者差別解消法と言う障害のみを理由とするときとか、そういった形で、宿泊拒否をしてはならないのだというところを限定列挙する構造にしていきたいというのが第1点。

それも駄目だ、今の構造を守るのだということであれば、2つほどあるのですが、1つは越智構成員と同じなのですが、最後の号に「その他正当な理由があるとき」という言葉を加えてほしいのです。これは何かというと、バスケット条項と言われていて、法律というのはつくられたときから時代遅れになると言われているので、時代が変わってくれば、法律が定めている宿泊拒否ができる事由も多様化してくる可能性が出てくるのですね。それを救うのが、「その他正当な事由があるとき」というものを入れておけば、あとは裁判所でその中身がだんだんと具体化されるということになるのですね。

現実に、今の旅館業法では、各自治体がつくる条例で宿泊拒否できる場合の事由をつくるのが認められています。その中で、道後温泉を抱える愛媛県では、県条例の中に、その他正当な事由があるときは宿泊拒否できるという規定を置いています。これは昔から置いています、何か問題が起きたということを私は聞いていませんので、多分、そんなに問題はないと思いますので、「その他正当な事由があるとき」と入れていただければ、運用はかなり楽になるのではないかと思います。

それから、もう一点、これは多田さんがおっしゃっていたことと重なるのですが、50万円以下の罰金になるというのは、宿泊拒否が犯罪行為に当たるということを法律は規定しているのですね。これは、制裁としてはいかにもきつ過ぎるので、日本国憲法は営業の自由を事業者側に認めている前提に立つと、裁判所まで行ったときには憲法違反だと言われてもおかしくないぐらいの規定です。

ですから、50万円の罰金を低くするというのではなくて、削除してほしい。ただし、そうすると、患者団体とか障害者団体の方たちが、この規定で宿泊施設は宿泊拒否できないのではないかと誤解している部分があるので、悪いメッセージを送ってしまうといけなないので、行政処分、厚労省のほうで営業停止にするとか、業務改善命令といった制度を設

けて対応してほしい。そういったことで何とか収束していただければと思います。

○玉井座長 ありがとうございます。

1点、私から質問ですが、今の「その他正当な事由がある」。これはガイドラインをつくった場合には、それと連動するという解釈でよろしいでしょうか。

○三浦構成員 いや、ガイドラインじゃなくて、そういう規定を置いておいていただければ、旅館さん側がある程度合理的な理由があると考えて宿泊拒否した場合に、それが争いになったときは裁判所のほうで、その合理的理由を考えていただくことができるので、運用的には少し幅が広がるのでいいのではないかと思います。

○玉井座長 ありがとうございます。

もう一点、50万円の罰金は削除して、行政処分と、この辺は多田さん、いかがでしょうか。

○多田構成員 大賛成です。

○三浦構成員 座長、最初から無視しているのですが、私は第一の希望は、宿泊拒否してはならないという事由を列挙してほしいという。

○玉井座長 すみません、際立ったところを今、ご質問してしまって失礼しました。

今のご意見も含めて、各構成員の皆さん、ほかにご意見いかがでしょうか。法律論争になってしまうところもあるのですが、越智さん、三浦構成員のほうから出た案をどういう形で5条を含めてうまく入れ込められるか、法的な運用も含めてですけれども、この辺のところは1つポイントになってくるのではないかと思います。

お時間ももう少しありますけれども、5条を残すか残さないか、この辺が1つキーになってきました。同じような表現をするにしても、ここは非常に大きな分かれ目になりますけれども、先生方のご意見をお伺いしていますと、欠席の方々も含めて、5条は基本的には残しておきたい。そして施設側が、対等にビジネスができる条項をどういうふうにするかという方向に何となく傾いているような気がするのですが、その辺はいかがでしょう。

越智先生、その辺のところ、ご意見的にはどうでしょう。

○越智構成員 三浦先生がおっしゃった法律的な、技術的にこういうふうな解決策があるというご提案をいただいたので、その方向で結構です。その中でどういうふうにするかという落としどころを決めていただければ、いつまでも廃止ということにこだわっているわけじゃなくて、目的はそこですので、大丈夫です。

○玉井座長 多田構成員、いかがでしょうか。

○多田構成員 大変結構な方向性になったと思います。

○玉井座長 ほかの先生方、いかがでしょうか。

内田先生、どうでしょう。感染症のご専門のご意見としては、先ほどのご意見、プラス、今の法律的な解釈も含めて、ご意見がおありになるようでしたらお願いします。

○内田構成員 法律的なところは門外漢ですので、分からないのですが、先ほど申

上げましたように、感染症法とか特措法の考え方と整合性が取れるようにということであれば、どなたも納得できる改正になるのではないかなと思いますので、その方向でお願いしたいと思います。

○玉井座長 ありがとうございます。

坂元先生、よろしく申し上げます。

○坂元構成員 5条については、禁止規定の形にするのか、許容規定にするのかというのは、これはこれまでの法律の立てつけもありますので、慎重に考えないといけないというのが一点と。

もう一点は、先ほど多田構成員からも出ましたように、5条の1号の表現が、宿泊しようとするものが伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるときという、これが実際に本当に運用しやすい規定になっているのかどうか、誰が明らかに認めるということ判断するのかといたら、事業者はそういうことはできないとすると、保健所なりお医者さんがそのような所見を下すまでは全く何もできないという問題点も今、指摘されたわけです。

ですから、この法律、昭和23年にできた以降に感染症法という新たな法律もできていますので、内田構成員の話にもありましたように、そうした感染症法の類別なども反映した改正というものも考えられるのではないかなと思いますので、この点、事務局にも少し汗をかいてもらって、皆が納得できるような改正案というのをつくっていくことにならざるを得ないのではないかなというのが、今、先生方の意見を聞いた感想でございます。

私からは以上です。

○玉井座長 ありがとうございます。

ほかにご意見はいかがでしょうか。

この際という言い方は大変失礼でありすけれども、ご意見があれば遠慮なくお話いただいて、悔いのないように。5条に関しては大体よろしいですか。

5条に関しては、特に1項の感染症の問題が今回、一番大きな課題として出てきましたが、これについては、各先生方も、感染症法、特措法と関連をきちんと表現すれば対応可能ではないか。

5条の改廃をどうするか、撤廃するかしないかなど、これは今後、時代背景とともに継続的に検討していかなくてはいけないことではないかなと感じております。

特にご意見よろしいですか。

では、坂元先生、よろしく申し上げます。

○坂元構成員 先ほど越智構成員のほうからガイドラインの話が出たのですがけれども、法律事項として書き込む内容と、運用規則として書き込む内容と、ガイドラインに落とすもの、こういう場合分けをして、皆が、事業者にとっても非常に使いやすいもの、また宿泊する者にとっても、特に難病とか、そういうものをお持ちの方々からの意見でも、発熱というのはよく起こることであって、そういうものを指標として宿泊拒否ができるというの

では非常に困りますという意見もありましたので、その点留意しながら、そうした法律事項に書き込むこと、運用規則で受け止めるもの、それからガイドラインで事業者がそれに沿って行動していただくものと書き分けていただくことが重要ではないかなと思っています。

○玉井座長 ありがとうございます。

越智先生。

○越智構成員 これで国会にどういう形で出るか分かりませんが、出ていって、またそれが規則になってと、時間がかかりますね。また、今、第6波とか、いろいろ出てきますから、ガイドラインについては、ぜひ早めに組み直しをして、すぐ動けるようにしておかないと、法律ができ上がって、それからどうこう言っている間に困った現実がずっと続いていってしまうので、そこはぜひお願いしたいと思います。

○玉井座長 ありがとうございます。

これは旅館業法に限らず、いろいろな面で早めの対応みたいなものを、法律にならなくても対応できるガイドラインみたいなものを至急お考えいただくということになると思います。今、法律上も組み込むような条文、それ以外の運用規定、ガイドラインを区別して、事業者側あるいは利用者側が分かりやすい組み立てを事務局にひとつお願いしたいというご意見がございました。ありがとうございます。

三浦構成員。

○三浦構成員 構成員の三浦です。

補充なのですが、先ほど私が、第5条を残すにしても反対のバージョンにしてほしいと。つまり、宿泊拒否してはならないという事由にしてほしいと言った趣旨は、表現の問題として、宿泊拒否できる事由、今の構造にすると、どうしても表現上、全部要件を入れていかなければいけないのです。ところが、宿泊拒否してはならないという事由にするのであれば、最低の要件だけ押さえられるのですね。例えば、1号の関係であれば、感染症の疑いがあるということのみをもって拒否してはいけないとか、あるいは障害者差別解消法で言う障害のみを理由としてはいけないとか、あるいは指定難病に関する法律の難病のみを理由としてはいけないという形にできるのですね。あとは、ガイドラインとして、プラス、何があれば拒否してもいいのかという検討に入れるわけですよ。

そうじゃないと、宿泊拒否ができる事由と法律に書くとなると、事務局、優秀な方がそろっていますが、今までの議論を反映するのはかなり難しいのではないかとということで、先ほどちょっと申し上げました。

以上です。

○玉井座長 ありがとうございます。

失礼しました。私、それを無視したわけじゃなくて、見方を変えた逆の視点で発想ができないかということで、この辺は事務局、いかがでしょうか。

○成松課長 非常に重い宿題というか、各先生がおっしゃる趣旨は十分理解させていただ

いて、条文をどうするかというのは、内閣法制局ともしっかり詰めなければならないですし、特に罰則をどうしていくかというのは、罰則のご意見がありましたけれども、これを変える際には、刑事当局というか、そういうところとも相談して調整していかなければならないものですし、どういった形で先生方のご意見を反映できるかというのは、役所の中あるいは役所の外も含めて、全体として調整してまいります。

あと、失礼しました。ガイドラインにつきましては、越智先生おっしゃったように、抗原検査キットみたいなものが旅館の現場でもかなり使えるようになってきている現状もあり、それを上手に活用していただくことが、この旅館業法の規定が、通常国会に出せて変わるにしても何か月かかかるという状況でございます。これがガイドラインになると、業界の皆さんともいろいろご相談しながら、どういうガイドラインがあればいいとか、あるいは世間的に社会通念に合っているガイドラインにしなければならないということもあります。

そこは業界の方々ともしっかりと相談して、第6波になるかどうかという心配な状況でありますけれども、法律がどこまで、どういう形でそういったものに対応できるかということは、業界の方々あるいは観光庁の皆さんともよく相談していきたいと思っております。

○玉井座長 ありがとうございます。

三浦構成員のご意見、5条を残した上で、なおかつできない理由をきちんとするという書き方があるかどうかというご指摘がございました。これはまた事務局のほうにご検討いただく形になるかと思っております。

どうでしょうか。よろしいですか。

内田構成員、よろしいですか。

○内田構成員 ちょっと危惧しますのは、冒頭に課長さんのほうからスケジュールの説明があったのですが、もうほとんど時間がない段階ですので、余り事務局に負荷をかけるのも大変かなと思って聞いていました。

以上です。

○玉井座長 事務局に非常にお優しい言葉をいただきまして、ありがとうございます。

遠藤先生、よろしいですか。

多くのご意見、ご質問をいただき、ありがとうございました。もしこれ以上ご意見がないようでしたら、第5条の取扱いに関する方向性ですが、本条のうち、特に宿泊拒否制限規定については、そもそも削除すべきといった意見や議論があったことは念頭に置きつつも、幅広い関係者の理解がより得られやすいという点で、実現可能な見直しとして、次回はこの規定の骨格を残した上での改正の方向を議論したいと思っております。そういうことでよろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

○玉井座長 今回議論いただいた、「削除」という意見も、場合によっては両論併記みたいな形で、答申することも考慮しましょう。

それから、5条の改廃については、先ほど申し上げましたけれども、今後の社会情勢を

見ながら、さらに検討されることになっていくのではないかと思います。

では、この5条については、そういう方向で、次回以降、またまとめていきたいと思えます。よろしゅうございますね。いろいろありがとうございました。

それでは、今後の手順としては、本日のご議論を踏まえ、次回検討会までに、この検討会での議論についての取りまとめ案については、座長及び遠藤座長代理と事務局で作成したいと思えます。次回検討会は、その案について皆様にご議論いただきたいと思えます。

また、次回提示する案については、作成過程で、必要に応じ、皆様にもご協力いただくこともあろうかと思えますが、このことも含めて、今後の手順についてご了承いただけますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○玉井座長 ありがとうございます。

それでは、事務局にこの素案の取りまとめに向けた準備を、先ほど内田先生からも大変負荷がかかっているということでございますが、着々と進めていただきたいと思えます。

遠藤構成員には、今後ともご負担をおかけしますが、よろしく願いいたしたいと思えます。

その他、全体を通してご意見がございましたら、次回までにご意見いただきたいと思えます。いかがでしょうか。

では、多田構成員、お願いします。

○多田構成員 ありがとうございます。

宿泊業界のこの問題につきまして、各先生方にこれまで今日を含めまして5回にわたって、大変多岐にわたるご意見をいただきまして、今日もまた、特にいい方向に意見がまとまったということで、業界として大変安堵しているところでございます。ぜひいい方向になりますように、成松課長さんも大変エネルギーが要りますけれども、頑張ってくださいまして、まとめ上げていく方向に向かっていただければ本当にありがたいと思えます。

最近、余りいいことがないものですから、今日のこういう話を持って帰れるだけでもうれしい気持ちでございます。ありがとうございました。

○玉井座長 ありがとうございます。

今日は、多岐の議論でしたけれど非常にスムーズといいますか、時間は予定前でございますけれども、これで事務局にお返ししたいと思えます。

連絡事項等、よろしくお願いします。

○溝口課長補佐 事務局でございます。

本日も活発なご審議をいただきまして、ありがとうございました。

本日の議事録につきましては、原稿ができ次第、各構成員の皆様へ送付、確認をしていただいた上で、厚生労働省のホームページに掲載させていただきたいと考えておりますので、併せてよろしくお願いいたします。

また、次回の検討会ですが、年末の12月27日の15時半から、場所が変わりまして、厚生労働省の中の会議室、共用第9会議室で実施予定です。詳細につきましては、追って連絡をさせていただきます。

それでは、少し早いですが、以上をもちまして第6回「旅館業法の見直しに係る検討会」を終了いたします。

本日はお忙しいところをご参集いただきまして、ありがとうございました。